

# 令和8年度柿崎納涼花火大会 露店出店者募集要項

## 柿崎区柿崎地内

8月11日（火・祝） 荒天時順延

**本募集要項を全て確認のうえ、同意される方のみお申込みください。**

- 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店を認めない場合があること。
- 公序良俗に反する行為は絶対に行わないこと。
- 出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与しないこと。
- 販売は出店場所内のみで行うこと。
- 食品の取り扱いについては、出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分に注意すること。
- 本要項および開設者・警察・上越保健所・消防署等からの指示を遵守し積極的に協力すること。
- 上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店を認めない場合があること。

**※本要項は諸事情により内容が変更となる場合があります。**

上越市柿崎区総合事務所産業グループ

## 目 次

1 出店概要	1
2 出店資格	2
3 出店条件等	
(1) 出店手数料等	2
(2) 出店者負担金	3
(3) 出店費用	3
(4) 出店区画図面	3
4 出店手続き	
(1) 出店までの流れ	4
(2) 出店者募集期間	5
(3) 申請書受付処理	5
(4) 申請書提出先	5
(5) 出店可否抽選および区画指定順抽選	5
(6) 出店受付	6
(7) 区画の指定	6
5 出店に係る留意事項	
(1) 出店時について	7
(2) 交通規制について	7
(3) 出店者用の駐車場について	7
(4) 電気について	8
(5) 火気使用器具等の消防署の検査・設置基準・留意事項について	8
(6) 油の使用について	9
(7) ごみの搬出・処分について	9
(8) 貸出物について	9
(9) イベント及び露店開設の中止・変更について	9
(10) 補償・返金について	9
(11) その他注意事項	9

## 1. 出店概要

### (1) 名 称

令和8年度柿崎納涼花火大会移動露店市場

### (2) 開設者

上越市（柿崎区総合事務所 産業グループ TEL：025-536-6707）

### (3) 開設趣旨

令和8年度柿崎納涼花火大会の開催に合わせ、来訪者に花火を快適に楽しんでいただくため、移動露店を開設します。

### (4) 出店日時

令和8年8月11日（火・祝）16:30～21:30

※荒天時は12日または13日に順延（以下本要項内で記載する開催日はこれに準じます）

※花火は19:30から打上げ開始となります。

### (5) 出店場所

上越市柿崎区柿崎地内（柿崎中央海岸駐車場）で市が指定する場所のうち抽選で決定する場所

### (6) 出店費用

次の出店手数料と出店者負担金の合計額となります。

①出店手数料 P2【（1）出店手数料等】参照

②出店者負担金 P3【（2）出店者負担金】参照

### (7) 申込可能区画数

一申請者（社）の申込数の制限は6件とします。

許可（当選）後は、いかなる理由であっても辞退された場合の出店費用の返金には一切応じられません。

また、抽選後に辞退した場合、抽選制度の公平性を確保し適正な区画配分を行うため、申込区画数の一部のみでの辞退であっても、申込み全体を取消とする場合があります。

### (8) 出店可否・出店受付・区画の決定方法

申請者数が募集区画数を超えた場合および区画の決定方法・出店受付等はP5～6【（5）出店可否抽選および区画指定順抽選、（6）出店受付、（7）区画の指定】に記載のとおりとします。

## 2. 出店資格

- ①申請者は、令和8年7月6日（月）時点で満18歳以上（高校生不可）の上越市内に住所を有する個人・法人とし、名義貸し（申請者本人以外の者が出店にかかる手続き、店舗運営、意思決定等を行うこと）による出店は認めません。また、使用人は新潟県内に住所を有する個人に限ります。
- ②反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。 ※申請時に「移動露店市場出店資格確認書兼申請書」を提出してください。
- ③上記①～②の全てに該当し、かつ、本要項の各規定および開設者・運営者・警察署・保健所・消防署等関係機関の指示を遵守し積極的に協力する者。

## 3. 出店条件等

### (1) 出店手数料等

#### ① 露店

出店区分	一般露店 ※キッチンカーおよびサーカス等の興行店は募集しません。
出店区画数	24区画
出店場所	P3. (4) 出店区画図面参照
出店区画 サイズ	1小間 2.5×1.5m ※屋根、土台、暖簾等含めて上記寸法を超える場合、2小間以上を申請してください。
販売品目数 (1店当たり)	1品目
販売品目	・飲食は新潟県の食品営業許可を受けている品目限定
出店手数料	1店1小間 1,050円 2小間1,500円
その他	・申請者数が募集区画数を超えた場合は、抽選で出店可否を決定します。 ・区画の決定は、P5【(5) 出店可否抽選および区画指定順抽選、(7) 区画の指定】参照 ・販売台や調理器具、商品等はすべて営業区画内に収めてください。 ・テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。 ・火気を使用する場合は消火器を必ず用意してください。(家庭用は不可) ・申請できる品目は、関係法令の範囲内で認められたものに限ります。また、開設者が「本イベントの趣旨や雰囲気にとぐわない」と判断した場合、出店許可を行わない、または許可後であっても取り消す場合があります。 ・コンテナ、プレハブ等での出店はできません。

## (2) 出店者負担金

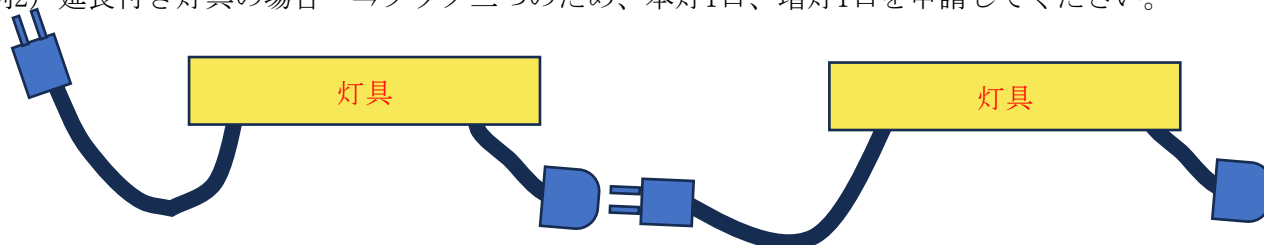
項目		金額
本灯	1口	2,000円
増灯	灯具、冷蔵庫及び保温器具、炊飯器、電動工具等	500円

- 申請数は、接続するプラグの数によって、判断してください。

例1) 2連灯具の場合 ⇒プラグが一つのため、本灯1口のみ申請してください。



例2) 延長付き灯具の場合 ⇒プラグ二つのため、本灯1口、増灯1口を申請してください。

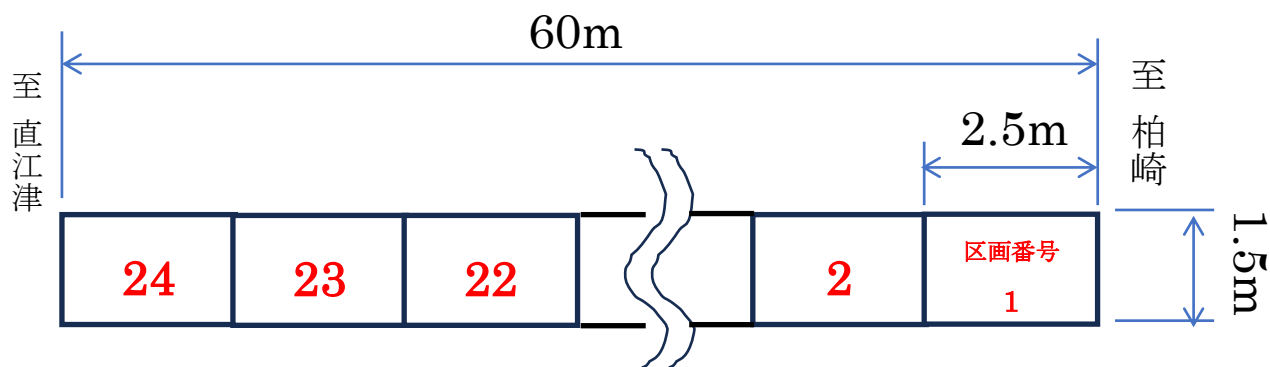


- 未申請の増灯を確認した場合は、増灯料1口につき2,000円を、即時納付いただきます。
- 本灯の許容量は20Aまでで、1出店当たり1口を限度とします。
- 同時に複数の器具を使用する場合は許容量を超えないようにしてください。
- 電気の許容量を超えて使用し停電になった場合の補償は、市では行いません。原因者が行ってください。
- 負担金の割り戻し、値引き等を行いません。

## (3) 出店費用

出店するために必要な費用は、前述の (1) 及び (2) の合計額です。

## (4) 出店区画図面





## 4 出店手続き

### (1) 出店までの流れ

出店応募	7月6日(月)～7月17日(金)
↓	
出店可否抽選会 <sup>※1</sup>	7月24日(金) 13:30～14:30
区画指定順抽選会 <sup>※1</sup>	同上
↓	
出店確認書郵送 <sup>※1</sup>	7月31日(金)までに発送
↓	
出店受付	8月11日(火・祝) <sup>※2</sup> 14:30～15:00
↓	
区画指定会 (諸注意の説明含む)	同 15:00～15:30
↓	
出店	【準備】 15:30～16:30 【消防点検】 16:30 【開設】 16:30～21:30 (交通規制 18:30～21:30) (花火打上開始 19:30) 【撤収】 21:30～23:00

※1 開設者が実施。

※2 雨天の場合、12日(水)または13日(木)に順延。

## (2) 出店者募集期間

**令和8年7月6日(月)～7月17日(金) 必着**

### ◆出店申請方法

- ① 上越市ホームページの「令和8年度柿崎納涼花火大会の露店出店希望者の募集」から必要な申請書類をダウンロードしてください。右のQRコードからアクセスできます。
- ② 必要事項を記入の上、必要書類一式を上越市柿崎区総合事務所産業グループへ郵送または宅配便、持込みにて提出してください。



### 【提出書類】

- (Ⅰ) 移動露店市場出店資格確認書兼申請書(申請書)
- (Ⅱ) 電気・火気使用申請書(電気等申請)
- (Ⅲ) 移動露店市場食品営業許可等確認書(保健所の許可書)
- (Ⅳ) 委任状(使用人が受付する場合)
- (Ⅴ) その他、出店品目に応じて開設者が必要と判断した場合には、個別に指定する書類

※上記提出期限までに申請書類が揃わない場合、受付できませんので、ご注意ください。

※郵送または宅配便、持込み以外の方法での申し込みは不可とします。

※申込書類を確認し、不備・不足があった場合は受付できない場合がありますので、締め切り日までの余裕をもって提出してください。

## (3) 申請書受付処理

- ・開設者において申請内容を確認するとともに、「反社会的勢力」の該当の有無を警察署へ照会し、出店資格の有無を確認します。
- ・警察署への照会の結果、「該当あり」の場合は、**7月31日(金)までに**申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、「移動露店市場出店(従事者)却下通知書」を発送します。「該当なし」の場合は、7月31日(金)までに  
出店確認書を発送しますので、同書を持参の上、P6【(5) 出店受付、(6) 区画の指定】に参加してください。

## (4) 申請書提出先

〒949-3292 上越市柿崎区柿崎 6405

上越市 柿崎区総合事務所

産業グループ 露店受付担当 宛

※持込みでの提出は、土日祝日を除く、平日の9:00～17:00に限ります。

※書類送付先は上越市役所木田庁舎ではありませんので、ご注意ください。

## (5) 出店可否抽選および区画指定順抽選

下記の方法により、抽選を行います。

【日 時】 令和8年7月24日(金) 13時30分～

【会 場】 柿崎区総合事務所 305-307 会議室

#### 【出店可否および区画指定順の抽選方法】

- ・抽選はくじびきにより行います。申請受付順に1件ずつ番号を付け、その番号を記載した紙を1枚ずつ作成します。作成した紙を箱に入れ、開設者が無作為に引きます。最初に引いた紙に記載された番号を出店可かつ区画指定順の1番とし、以後同様の方法で、残余の募集枠がなくなるまで引き、出店の可否および区画指定順を決定します。
- ・抽選の結果、出店ができない場合は、8月3日（月）までに申請書に記載の連絡先に連絡のうえ、「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を郵送します。
- ・この抽選により決定した区画指定順は、後日郵送する出店確認書および受付当日に確認してください。
- ・当選した場合であっても虚偽の申請等の理由により、出店を許可しない場合があります。
- ・この抽選会は、開設者において公開で実施し、申請者が参加する必要はありませんが、傍聴は可能です。

#### (6) 出店受付

【日 時】 令和8年8月11日（火祝）14時30分～15時00分

【会 場】 柿崎中央海岸 露店管理本部

#### 【注意事項】

- ・申請者本人が出店受付を行ってください。やむを得ず申請者が受付を行うことができない場合は、申請者から委任を受けた使用人1人（申請者が押印した委任状の持参と身分証明書提示が必要）が代理人として行うことができます。
- ・出店受付時に出店料・負担金を納付ください。
- ・受付の順番は特にありません。到着順に受付を済ませてください。
- ・受付時に「移動露店市場出店許可証」及び「移動露店市場出店許可証明書」、「出店区画指定の順番」を記載した書類を交付します。
- ・時間中に受付しない場合は、いかなる理由があっても「棄権」とみなし、出店の許可を取り消します。

#### (7) 区画の指定

【日 時】 令和8年8月11日（火祝）出店受付終了後～15時30分

【会 場】 柿崎中央海岸 露店管理本部

#### 【注意事項】

- ・P5【(5) 出店可否抽選及び区画指定順抽選】により決定した順で出店区画の指定を行います。指定は自らの意思によって会場で行うものとします。
- ・区画の指定には申請者のみが参集してください。やむを得ず申請者が参集できない場合は、申請者から委任を受けた使用人1人（申請者が押印した委任状の持参と身分証明書提示が必要）のみが参集することができます。
- ・開始時間に参集できない場合は、いかなる理由があっても「棄権」とみなし、出店の許可を取り消します。

## 5 出店に係る留意事項

### (1) 出店について

【日 時】 令和8年8月11日(火祝) 15時30分～21時30分

【出店位置】 柿崎中央海岸露店出店位置のうち、自身で指定する場所

#### 【注意事項】

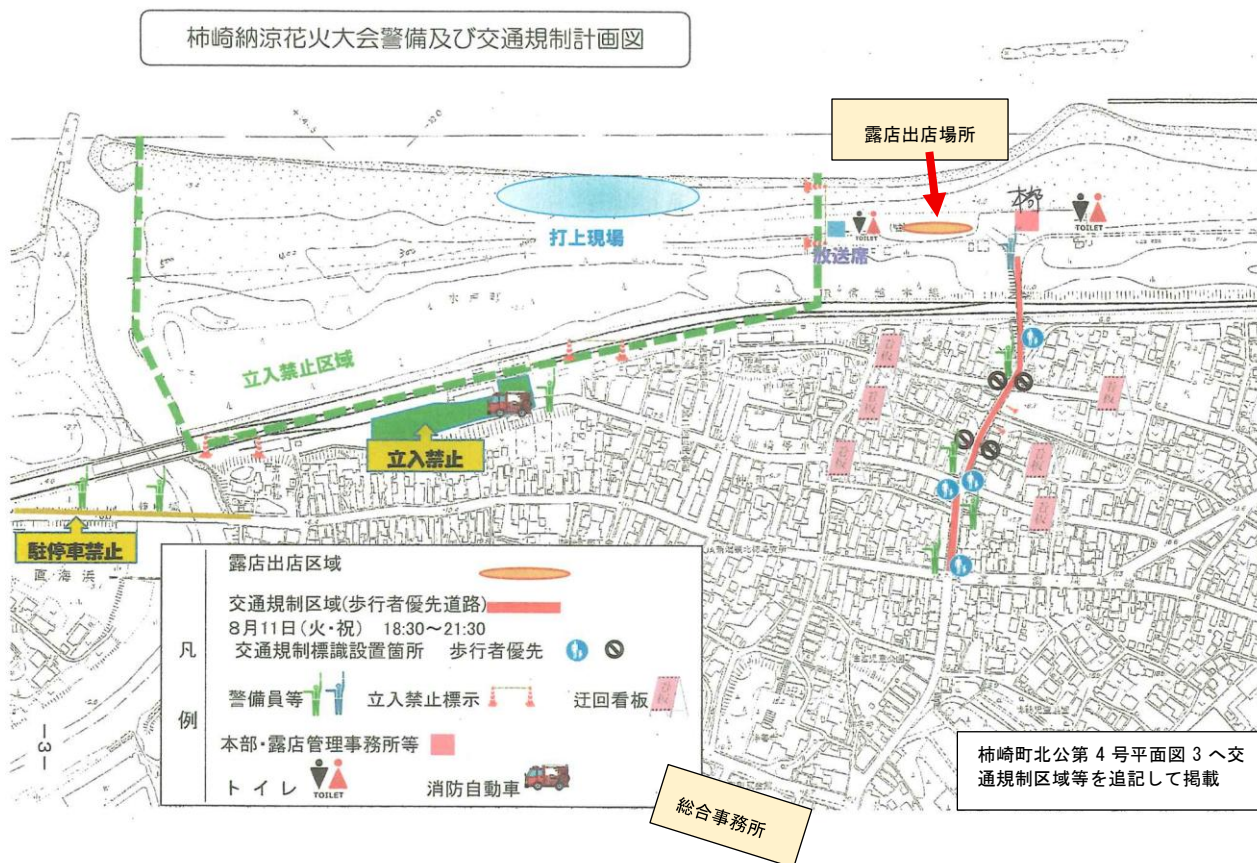
- ・受付時に交付する「移動露店市場出店許可証明書」は営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。
- ・新潟県または新潟市が交付する「市場等定置食品営業許可書」、「臨時飲食店営業許可書」等は、店舗の見えやすい位置に掲示してください。

### (2) 交通規制について

【規制日時】 令和8年8月11日(火・祝) 18:30～21:30

#### 【注意事項】

- ・交通規制区間は歩行者専用道路のため車両及び軽車両の通行はできません。
- ・物品の搬入搬出時であっても車両の通行はできません。



### (3) 出店者用の駐車場について

- ・出店者用の駐車場は柿崎中央海岸駐車場(上越市柿崎区柿崎)を指定します(P4 図面参照)。駐車時は緊急車両の通行を妨げることを無いうよう留意して駐車してください。

- ・指定以外の駐車場および近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車、路上駐車は絶対にしないでください。路上駐車は取り締まりの対象となります。
- ・苦情等があった場合は、出店許可の即時取消や以降の出店ができない場合があります。

#### (4) 電気について

- ・発電機の使用はできません。
- ・架線から引込線が下りていますので、各出店者にて接続してください。
- ・引き込みの電線に来場者や他のスタッフがつまづかないよう安全対策を行ってください。

#### (5) 火気使用器具等の消防署の検査・設置基準・留意事項について

- ・火気を使用する店舗の**消防署の検査は8月11日（火・祝）16:30**から行います。申請者もしくは使用人は**必ず立会**をお願いします。
- ・露店で火気使用器具を使用する場合は上越地域消防事務組合火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意してください。
- ・出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

#### 【コンロ関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・コンロの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒し、または落下することのないように据え付けること。
- ・カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しないこと。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

#### 【炭火関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- ・炭火の上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒しないように据え付けること。
- ・火の粉の発生には十分注意すること。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

#### 【プロパンガス関係】

- ・ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ・ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- ・コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- ・使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- ・使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ・ボンベは水平な場所に置き、鎖等で固定するなど、転倒防止措置を講じること。

#### 【消火器について】

- ・火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず用意すること。※開設前に消防署員が消火器の確認を行います。
- ・消火器は確実に操作できるよう、あらかじめ取扱い訓練を行うこと。

・消火器は事前に次の3点を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。

- ①検定品であること。
- ②メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること。
- ③腐食、亀裂または破損等がないこと。

#### **(6) 油の使用について**

飲食物を販売する場合は、出店場所が油等で汚れないように、出店者により各ブース下にシート等を敷くなどの対策をするとともに、万が一汚した場合は、出店者において確実に除去すること。

#### **(7) ごみの搬出・処分について**

・ごみ、粉物、廃油等は、各自で持ち帰り、処分すること。海岸、駐車場や側溝、周辺民家の敷地等へは絶対に廃棄しないこと。

※放置した場合は、不法投棄とみなし、関係機関に通報するとともに、次回以降の出店を認めない場合があります。

#### **(8) 貸出物について**

開設者からの貸出しは一切ありませんので、出店に必要な物品は出店者において用意すること。

#### **(9) イベントおよび露店開設の中止・変更について**

・雨天が予想される場合、主催者により当日正午までに開催可否が判断されます。当日は開設者からの連絡のほか、柿崎観光協会ホームページ、SNS等を確認してください。

・荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### **(10) 補償・返金について**

イベントおよび露店開設中止・延期・変更に伴い、出店費用の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合も返金・補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### **(11) その他注意事項**

- ・出店を希望する場合は、必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに別紙「移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）」、「電気・火気(LPG)使用申請書（電気等申請書）」、食品販売等は「保健所が許可した許可証」の写しを提出すること。
- ・申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- ・公序良俗に反する行為は禁止です。
- ・出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。

- ・販売は出店場所内のみで行うこと。
- ・店舗設営の際は、強風等による事故防止のため、テントや備品が飛散しないよう確実に必要な措置を講じること。
- ・飛散防止措置のために、道路構造物へのロープ掛け等は禁止です。持参した重り、土のう等を使用すること。
- ・食品の取り扱いについて、出店者は食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自らの責任として、洗浄や消毒設備等の衛生面に留意し、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分に注意すること。
- ・出店者の過失により第三者に危害または損害を与えた場合は、当該事案に関し開設者は一切の責任を負いません。その際は、出店者の責任において誠実に対応してください。なお、万が一の事故等に備え、出店者において生産物賠償責任保険（PL 保険等）への加入を推奨します。
- ・各露店の開設開始・終了時刻は、P1「(4) 出店日時」を確認のうえ、時間を厳守すること。
- ・出店者は、期間中は常に連絡が取れるようにし、緊急時に対応できるようにすること。
- ・出店にかかる盗難・紛失については、管理者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理すること。
- ・本要項および開設者・警察署・上越保健所・消防署等からの指示を遵守し積極的に協力すること。
- ・上記内容について違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

**【露店開設者・問合せ先】**

**〒949-3292 新潟県上越市柿崎区柿崎 6405**

**上越市 柿崎区総合事務所 産業グループ 露店担当**

**TEL : 0 2 5 - 5 3 6 - 6 7 0 7 (直通)**

**FAX : 0 2 5 - 5 3 6 - 2 2 2 7**